

次期リサイクル施設整備・運営事業  
基本契約書（案）

次期リサイクル施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者である佐賀県東部環境施設組合（以下「本組合」という。）は、●（以下「代表企業」という。）、●及び●で構成される●（以下、代表企業及び●を「構成員」、構成員以外の者を「協力企業」、構成員及び協力企業を「企業グループ」と総称する。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

前 文

本組合は、佐賀県鳥栖市立石町地内に所在する土地に、一般廃棄物処理施設を整備し、これを運営することとした。

本組合は、一般廃棄物処理施設の整備及び運営に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に準じて、その効果を最大限に発揮するため、整備及び運営にかかる業務を一体の事業として民間の事業者が発注することとした。

本組合は、総合評価一般競争入札方式により事業者の募集を実施し、企業グループを落札者とした。

本組合及び企業グループは、かかる経緯のもと、次のとおり本事業に関する基本的な事項について本基本契約を締結する。

第 1 条（目的及び解釈）

本基本契約は、本組合及び企業グループが相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本基本契約において定義されていない用語については、別紙 1 の定義集に定義された意味を有する。

第 2 条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

本組合は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

2 企業グループは、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

第 3 条（事業日程）

本事業の事業日程については別紙 2 に示す。ただし、別紙 2 の事業日程は、本基

本契約の当事者全員の合意により変更することができる。

#### 第4条（契約金額）

本基本契約の当事者は、本基本契約に基づいて締結する建設工事請負契約、運営業務委託契約及び混載可燃ごみ運搬業務委託契約の契約金額が、当該契約の条項に従い変更されることがあることを予め了承する。

#### 第5条（役割分担）

本事業の実施において、構成員及び協力企業は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に掲げるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

	会社名	業務内容
(1)	●	・●
(2)	●	・●
(3)	●	・●

#### 第6条（当事者が締結すべき契約）

本組合及び建設事業者は、基本協定、本基本契約及び入札説明書等に基づき、建設工事請負契約を締結する。

- 2 本組合及び運営事業者は、基本協定、本基本契約及び入札説明書等に基づき、運営業務委託契約を締結する。
- 3 本組合、運営事業者及び混載可燃ごみ運搬事業者は、基本協定、本基本契約及び入札説明書等に基づき、混載可燃ごみ運搬業務委託契約を締結する。

#### 第7条（本施設の整備等）

本工事にかかる業務の概要は、要求水準書及び事業提案書に定めるとおりとする。

- 2 建設事業者は、本組合との建設工事請負契約締結後、速やかに本工事に着手し、別途合意がある場合を除き、本施設の基本設計及び実施設計を完了させて設計図書を本組合に提出し本組合の承諾を得た上、本工事完成予定日までに本工事を完成させる。
- 3 建設事業者は、本工事にかかる契約保証金として、建設工事請負契約に基づき、本組合に対し、設計・建設工事費（消費税を含む。）の100分の10以上に相当する金額又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。
- 4 本工事にかかる契約条件の詳細は、建設工事請負契約に定めるところによる。

#### 第8条（本施設の運営業務）

本施設の運営にかかる業務の概要は、要求水準書及び事業提案書に定めるとおりとする。

- 2 運営事業者は、運営業務における契約保証金として、運営業務委託契約に基づき、

本組合に対し、運営保証対象額に相当する金額又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。

- 3 運営事業者は、運営業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。
- 4 運営業務にかかる契約条件の詳細は、運営業務委託契約に定めるところによる。

#### 第9条（混載可燃ごみ運搬業務）

混載可燃ごみ運搬業務の概要は、要求水準書及び事業提案書に定めるところとする。

- 2 混載可燃ごみ運搬事業者は、混載可燃ごみ運搬業務にかかる契約保証金として、混載可燃ごみ運搬業務委託契約に基づき、本組合に対し、運営業務期間における混載可燃ごみ運搬業務委託費（消費税を含む。）の一会計年度分に相当する額の100分の10に相当する金額又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。
- 3 混載可燃ごみ運搬事業者は、混載可燃ごみ運搬業務委託契約により委託を受ける混載可燃ごみ運搬業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。
- 4 混載可燃ごみ運搬業務にかかる契約条件の詳細は、混載可燃ごみ運搬業務委託契約に定めるところによる。

#### 第10条（異常事態に関する責任）

建設工事請負契約第55条、第56条及び第58条の規定にかかわらず、同契約第52条の規定による本施設の引渡しの日から3年を経過するまでの期間中に、本施設について異常事態が発生した場合（本施設の契約不適合（本施設がその種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことをいう。以下同じ。）に基づく異常事態の発生を含む。）には、建設事業者は、運営事業者が運営業務委託契約第38条及び第39条に基づいて本施設について負担する改善義務並びに同契約第40条第4項、同条第5項、第41条第2項、同条第7項及び第42条第2項に基づき本施設について負担する債務について、連帯してこれを負担する。

- 2 建設事業者及び運営事業者は、本施設について異常事態が発生した原因が、本施設の契約不適合によるのか又は運営事業者の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。
- 3 本施設について異常事態が発生した原因が、運営開始日後に発生した不可抗力（本施設の契約不適合は含まれない。）又は建設事業者及び運営事業者以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、建設工事請負契約又は運営業務委託契約の規定により建設事業者又は運営事業者の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。）の責めに帰すべき事由によることを、建設事業者又は運営事業者が明らかにした場合には、第1項の規定は適用しない。

#### 第11条（計算書類等の提出）

運営事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法（平成17年法

律第 86 号)に基づき要求される、計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告書及びキャッシュフロー計算書を、運営事業者の毎会計年度終了後 3 月以内に本組合に提出しなければならない。<sup>1</sup>

- 2 運営事業者は、本事業を単位とした損益計算書及びキャッシュフロー計算書を、運営事業者の毎会計年度終了後 3 月以内に本組合に提出しなければならない。

#### 第 12 条 (本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

本組合及び企業グループは、他の当事者の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

#### 第 13 条 (債務不履行)

本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

#### 第 14 条 (秘密保持義務)

本組合及び企業グループは、本基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報

- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

- (3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報

- (4) 本組合及び企業グループが、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、本組合及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

- (2) 法令等に従い開示が要求される場合

- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合

- (4) 本組合及び企業グループにつき守秘義務契約を締結した本組合のアドバイザー並びに本事業に関する企業グループの下請企業又は受託者に開示する場合

---

<sup>1</sup> 運営事業者が共同企業体である場合は、共同企業体の構成員に適用する条項として修正いたします。

- (5) 本組合が本施設の運営に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
- (6) 本組合が、本事業にかかる混載可燃ごみ運搬業務を混載可燃ごみ運搬事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
- (7) 本組合が、構成市町に開示する場合
- (8) 本組合が、本組合議会に開示する場合

#### 第 15 条（談合その他不正行為による解除）

本組合は、構成員又は協力企業のいずれかが基本協定第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当したとき（ただし、第 1 号ないし第 3 号については本事業に関して該当した場合に限る。）は、本基本契約を解除することができる。

#### 第 16 条（管轄裁判所）

本組合及び企業グループは、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、佐賀地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

#### 第 17 条（本基本契約の有効期間）

本基本契約の有効期間は、本基本契約締結の日から建設工事請負契約又は運營業務委託契約の終了の日のいずれか遅い日までとする。

#### 第 18 条（準拠法及び解釈）

本基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本基本契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
- 3 本基本契約の変更は書面で行う。

#### 第 19 条（定めのない事項）

本基本契約に定めのない事項については、本組合及び企業グループが別途協議して定める。

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付し仮契約を締結し、別途本組合及び建設事業者間で締結される次期リサイクル施設整備・運営事業建設工事請負契約についての本組合議会の議決を得た日をもって、本契約に読み替える。

(特約条項条文)

本基本契約は、建設工事請負契約が本組合議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において、本組合及び企業グループは、本基本契約に係る債権債務関係が相互に存在しないことを確認する。

令和●年●月●日

佐賀県鳥栖市真木町 39 番 1  
佐賀県東部環境施設組合  
管理者 向門 慶人

企業グループ

(代表企業)

[住所]

●

[代表取締役 ●]

(構成員)

[住所]

●

[代表取締役 ●]

(協力企業)

[住所]

●

[代表取締役 ●]

定 義 集

ア- 「異常事態」とは、本施設が要求性能を備えていない事態をいう。

「運営開始日」とは、運営事業者が運営業務委託契約に従い本施設を使用して運営業務を開始する日をいい、令和 11 年 4 月 1 日又は本施設が建設事業者から本組合に引き渡された日の翌日のいずれか遅い日とする。

「運営完了日」とは、令和 36 年 3 月 31 日をいう。

「運営業務」とは、本事業のうち、本施設の運営・維持管理にかかる業務をいう。

「運営業務委託契約」とは、基本契約の規定に基づき、本組合及び運営事業者が本施設の運営業務の委託に関して締結する、次期リサイクル施設整備・運営事業運営業務委託契約書をいう。

「運営業務委託費」とは、本組合が運営業務委託契約に従い運営事業者を支払う、運営固定費と運営変動費の合計金額（消費税を含む。）をいう。

「運営業務期間」とは、運営開始日から運営完了日までの期間をいう。

「運営固定費」とは、運営業務委託費のうち、処理対象物搬入量の多寡に関係なく本組合が運営事業者を支払うものをいう。

「運営事業者」とは、●をいう。

「運営変動費」とは、運営業務委託費のうち、処理対象物搬入量に応じて本組合が運営事業者を支払うものをいう。

「運営保証対象額」とは、運営業務期間における運営業務委託費の一会計年度分に相当する額から、運営固定費のうち混載可燃ごみ運搬業務委託費に相当する額を除いた額の 100 分の 10 に相当する金額をいう。なお、運営変動費は、計画ごみ処理量に基づいて算出する。運営業務委託契約の規定に基づき、運営業務委託費が改定された場合には、当該改定後の運営業務委託費に基づいて算出する。

カ- 「会計年度」とは、毎年、4 月 1 日に開始し、3 月 31 日に終了する 1 年度をいう。

「企業グループ」とは、本事業にかかる入札において落札者として選定された●を構成する企業の全てをいう。

「既存施設」とは、現在、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの処理を行っている鳥栖・三養基西部リサイクルプラザをいう。

「基本協定」とは、本組合及び企業グループが、事業契約の締結に関して締結した令和●年●月●日付次期リサイクル施設整備・運営事業基本協定書をいう。

「基本契約」とは、次期リサイクル施設整備・運営事業基本契約書をいう。

「協力企業」とは、企業グループのうち、構成員以外の者をいう。

「計画ごみ処理量」とは、要求水準書第I編第1章第2節2記載の1会計年度あたりの処理対象物の計画処理量をいう。

「建設工事請負契約」とは、本工事の実施のために、基本契約に基づき、本組合及び建設事業者が締結する、次期リサイクル施設整備・運営事業建設工事請負契約書をいう。

「建設事業者」とは、●をいう。

「工場棟」とは、本施設のうち、マテリアルリサイクル推進施設及び付随する諸室を有する建築物をいう。

「構成員」とは、企業グループのうち、代表企業及び●をいう。

「構成市町」とは、鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の2市3町をいう。

「交付金」とは、循環型社会形成推進交付金制度により、本事業の実施に要する経費に充てるため国から交付される交付金をいう。

「混載可燃ごみ運搬業務」とは、一般持込みより不燃ごみ等と併せて本施設に持ち込まれた可燃ごみを本組合の焼却施設（佐賀東部クリーンエコランド）まで運搬する業務をいう。

「混載可燃ごみ運搬業務委託契約」とは、基本契約の規定に基づき、本組合、運営事業者及び混載可燃ごみ運搬事業者が混載可燃ごみ運搬業務の委託に関して

締結する、次期リサイクル施設整備・運営事業混載可燃ごみ運搬業務委託契約書をいう。

「混載可燃ごみ運搬業務委託費」とは、混載可燃ごみ運搬事業者が混載可燃ごみ運搬業務を実施した対価として、本組合が混載可燃ごみ運搬業務委託契約に従い、運営事業者を通じて混載可燃ごみ運搬事業者に支払う対価（消費税を含む。）をいう。

「混載可燃ごみ運搬事業者」とは、●、●及び●を個別に又は総称していう。

サ 「事業契約」とは、基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約及び混載可燃ごみ運搬業務委託契約の総称をいう。

「事業実施区域」とは、本事業を実施する区域をいう。

「事業提案書」とは、本事業の入札において、落札者として選定された●が提出した応募書類一式をいう。

「消費税」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める地方消費税をいう。

「処理対象物」とは、要求水準書第 I 編第 1 章第 2 節 2 及び 4 記載の、本施設において処理されるべきごみをいう。

「処理不適物」とは、本組合では受け入れないごみ及び本施設で処理した場合、不具合が発生するものを総称していう。

「設計・建設工事費」とは、建設事業者が本工事を実施した対価として、本組合が建設工事請負契約に従い建設事業者を支払う対価（消費税を含む。）をいう。

「設計図書」とは、要求水準書第 I 編第 1 章第 9 節に規定する提出図書及び本工事に係る工事関連図書をいう。

タ 「代表企業」とは、企業グループを代表する●をいう。

ナ 「入札説明書等」とは、本組合が本事業の事業者募集のための入札に関して公表した令和 7 年 4 月 2 日付の入札説明書（その後の修正並びに本組合が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）並びに令和 7 年●月●日付及び同年●月●日付で公表した質問回答（ただし、要求水準書及び契約書（案）に関するものを除く。）をいう。

ハ 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。

「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。なお、事業契約締結時点で公表されている法令等の法案（改正案を含む。）がある場合、かかる法案の成立、施行は法令等の変更に該当しない。

「本組合議会」とは、佐賀県東部環境施設組合議会をいう。

「本工事」とは、本事業のうち、本施設の設計・建設工事及び関連する付帯工事をいう。

「本工事完成日」とは、建設工事請負契約に基づき建設事業者が実施する本工事が完成した日をいう。

「本工事完成予定日」とは、令和 11 年 3 月 31 日又は建設工事請負契約によって変更された日をいう。

「本施設」とは、本事業において設計・建設され、運営される次期リサイクル施設をいい、管理棟・工場棟、計量棟、ストックヤードのほか、駐車場、構内道路、危険物保管庫、配管、構内サイン、構内照明、外構等の事業実施区域内の設備及びその付帯設備を含めていう。

ヤ 「要求水準書」とは、本組合が本事業の入札において公表した次期リサイクル施設整備・運営事業要求水準書並びにこれにかかる質問回答（本組合が令和 7 年●月●日付及び同年●月●日付で公表したもの）をいう。

「要求性能」とは、要求水準書及び事業提案書が定める本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

## 別紙 2

## 事業日程（予定）

内 容	日 程
1 事業契約締結日	令和 8 年●月●日
2 本工事開始日	令和 8 年●月●日
3 本工事完成日	令和 11 年 3 月 31 日
4 運営開始日	令和 11 年 4 月 1 日
5 運営完了日	令和 36 年 3 月 31 日